

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部担当名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課 (産業廃棄物規制グループ) (06-6630-3284)
行政指導担当名	同上
行政指導の名称	注文者等工事関係者に対するがれき類の自ら利用に関する指導
関連する 他局の名称	
概 要	建設工事等から生じる建設廃棄物を占有者自らが大阪市内現場において再生利用する場合の注文者等工事関係者の役割や利用条件等を定めています。
根拠となる要綱等	大阪市がれき類の自ら利用に関する指導指針 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199710.html)
行政指導指針	<p>○対象とする建設廃棄物 コンクリートがら及びアスファルトがら</p> <p>○利用条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再生物の利用場所⇒工作物の本体又は工作物と一体的利用に限定 ※土地造成、埋立処分場での利用は禁止 2 計画書の作成⇒注文者は契約図書に再生処理方法及び使用箇所等を明示し、元請業者は利用計画書を作成し、注文者に報告する。 3 環境保全措置⇒元請業者は飛散流出防止、騒音、振動またわ悪臭に対する適切な措置を行う。 4 元請業者は利用を作成し、注文者に報告する 5 利用計画書及び利用実績報告書は注文者と元請業者において最低5年間保存
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018715.html
備考	